

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2019. 8. 21 VOL. 16-1

本号の内容

- ★ 行政手続制度について
～行政手続研修を開催しました！～
- ★ 市町村研修生から見る、政策法務課
～地域の課題解決は、やはり難しいのか？～
- ★ 政策法務研修のススメ
～県職員向けに開催するパワーアップ研修のご紹介～



千葉県 総務部 政策法務課

政策法務班 中庁舎7F

電話 043-223-2157

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/seihou/index.html>



行政手続制度について

～行政手続研修を開催しました！～

1 はじめに

みなさんは、「行政手続制度」と聞いてどのようなイメージを抱かれるでしょうか。例えば以下のような場面でどのようなことに留意するべきか、思い浮かびますか。

【事例1】

△△の営業許可を受けた事業者が、法令に違反している事実があることが発覚した。営業の停止処分の検討を進めたいが、どのような手順を踏まなければならないか。

【事例2】

「うちの隣にある工場が、〇〇条例に違反する行為をしているようだ。県はきちんと××の行政処分をするべきだ！」との求めがあった。



2 研修の開催結果

本県では、行政手続制度についての理解を深めるため、2019年5月15日に、許認可等に関する事務の新任者を対象とした「行政手続研修」を開催しました（受講者：74名）。

研修における講義の内容の一部を以下のとおり紹介いたします。研修資料は、県庁内ホームページの政策法務課所属ページに掲載中です。



研修の様子

3 講義内容の紹介



行政手続制度とは？

—行政が一定の活動をするに当たって守るべき共通のルールを定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものです。

◆◆不利益処分（前頁【事例1】関係）◆◆

「不利益処分」とは？

—法律や条例に基づいて特定の者に対して直接、**義務を負わせたり、その権利を制限する**処分のことです。

例) 許認可等の取消し、営業停止、行為の中止・禁止の命令

「処分基準」とは？

—不利益処分を行うかどうか or どのような不利益処分をするかを判断する基準のことで、以下のようにすることが求められています。

○不利益処分の性質に照らしてできる限り**具体的に定める**よう努める。

○定めた処分基準を公にしておくよう努める。

処分される側の反論の機会の保障

—不利益処分をする際、相手方に、行う予定の処分の内容に応じた反論の機会を与えなければなりません。

i) 許認可等の取消しなど不利益の程度が比較的大きい処分

⇒聴聞（口頭による）

ii) 上記以外の処分（例：営業停止）

⇒弁明の機会の付与（原則、書面による）

理由の提示

—不利益処分をする場合は、相手方にその理由を提示しなければなりません。

＜参考＞処分基準の適用関係を示さずにされた建築士法に基づく一級建築士免許取消処分が、理由の提示の要件を欠き、違法であるとされた判例（最判平成23年6月7日）があります。

◆◆処分等の求め（前頁【事例2】関係）◆◆

「処分等の求め」とは？

—法律や条例に違反する事実の是正のための処分や行政指導がされていないと考えられるときに、行政庁（行政機関）に対してそのような処分や行政指導をすることを求めることができる制度のことです。

「処分等の求め」の対象は？

—行政指導をするよう求める場合、対象となる行政指導は、個別の法律・条例に根拠規定のあるものに限られます（処分は、当然に個別の法律・条例に根拠規定があります。）。

処分等を求める方法は？

—処分等を求めるに際しての申出は、書面で行う必要があります。

行政庁等の対応

—申出があったときは、行政庁等は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要と認める場合は、処分や行政指導をしなければなりません。
行政庁等には、申出人に対する応答義務は課されていません。



4 研修の受講者の声

○具体例を交えての実務に関連した内容は、すぐに役に立ちそうなものだったので助かった。
○このような基礎的な内容の研修はありがたい。
○改めてしっかり勉強しようという気持ちになったので、良い機会だった。



5 次回開催のご案内

研修受講者のアンケートの結果、好評だったので、来年度もこのような研修を継続して行う予定です。

研修への積極的な参加、お待ちしております！



市町村研修生から見る、政策法務 **課**

～地域の課題解決は、やはり難しいのか？～

総務部政策法務課政策法務班へ配属となり、早や4か月が経ちました。

(大網白里市より派遣)



これまでの業務の中で感じた疑問や、県と市町村の「政策法務」の考え方の違い等を、ご紹介したいと思います。

先ほどから、「セイサクホウム」というワードが出てきますが、何を意味するのでしょうか。

政策法務って何ですか？



政策法務とは、法（法律や条例など）を課題解決・政策実現の手段ととらえ、そのためにどのような立法・運用・訴訟が求められているかを検討・評価し、実行することです。

政策法務、特にその中心的な手法である自主立法（地域の実情に合った独自の条例の制定）や自主解釈（地域の実情に合った法令の独自解釈）を活用することで、課題を解決し、政策を実現する可能性が広がります。

研修生：今まで、市役所で仕事をする中で、「政策法務」という言葉は聞いたことがなかったです。難しそうですね。

班員A：言葉になじみがなくても、その実例は知っているんじゃないかな。

◆◆ 政策法務の実例（自主立法） ◆◆

班員A：近年では、千葉県が2014年に独自の「ヤード適正化条例」を制定したんだ。

研修生：どの様な過程で制定されたのですか？

班員A：当時の千葉県特有の事情としては、

- ・ 本県のヤード数は、全国的にも突出して多く、全国のヤードの約24% (510件) が存在 (H26末)
- ・ 油流出などによる周辺への悪影響
- ・ 不正取得された自動車の保管に利用される等

があり、県民の「生活環境の保全上の支障の防止」と「平穏な生活の確保」を目的として、法律では規制されていない事項を千葉県が独自に規制することで、ヤードの適正化を図ろうとしたんだ。

研修生：法律との関係はどの様なものですか？

班員A：自動車リサイクル法の許可を受ける必要がないエンジン等を保管する者に対し、条例で新たに届出制度を設け、立入検査や罰則の規定も置いた。また、土壌汚染対策法や古物営業法との関係も整理したそうだ。法律と条例の規制のバランスを取るなど、比例原則にも配慮しているんだ。

研修生：独自の規制条例は、市町村では実例が少ないですが、このような課題はどの自治体でも起こり得ます。

班員A：現場においても、日常から「政策法務」的な考え方をすることが求められるね。

◆◆ 難題を解決するには ◆◆

研修生：業務に必要な政策法務能力はどのようなものですか？

班員B：政策法務といっても、既存の法令との整合性を重視する“守りの法務”と、法的に課題を解決する視点を提供する“攻めの法務”の両面が必要となるよ。

研修生：地域の課題解決のためには、法律の知識があるだけじゃダメですよ。

班員B：そうだね。課題の解決には、どのような手段で解決するのか先例にとらわれず検討し、地域の実情に合った法令の解釈を行い、解決方法を見出すことが必要だ。更に、解決のためなら訴訟を活用することも求められるね。

研修生：市町村では、地域住民と協働で政策を実現する方法も検討しないと！

政策法務班のおしごと



政策法務班は、「政策条例」検討時の担当課への支援や、政策と法が密接に関連する分野での法律相談などを担っています。

研修生：多くの市町村では、政策法務・法規担当は1～2人で、併任する選挙等の業務量が多く、政策法務的な視点が不足していると思います。

班員A：政策法務班は班長以下4人で条例立案の支援や各課から随時受ける法律相談に加え、全庁

的な政策法務能力向上のために研修などを開催しているんだ。ところで、研修生君の仕事は順調かな？

研修生：はい。法律相談では、法的問題に関する

法令を読み込み、丁寧な回答を心がけています。この経験を生かし、政策法務能力を高めます！

班員C：ぜひ政策法務研修を受けて帰ってね！

研修生：本市も政策法務課が出来ればいいのに～。



政策法務研修のススメ



～県職員向けに開催するパワーアップ研修のご紹介～

県では、職員の政策法務能力等の向上を図るための取組みの一つとして、政策法務研修を実施しています。令和元年度の予定は、次のとおり3種類となります。

(1) 超入門

…法令の読み方や条例づくりの**基本知識を学びたい職員向け**に法令をチャート化する演習を通して、法令の構造を学びます。

※9/9（月）開催予定ですが、今年度の申込は終了しています。

(2) 解釈・運用

…政策法務（二法を問題解決のために活用すること）の重要性を理解し、**法令の読み方や使い方の基本を学ぶため**、具体的な事例を題材として、法令の読み方・使い方についての演習などを実施します。

※10/23（水）開催予定

(3) 立法

…政策法務や**条例づくりに関心のある職員・今後条例の作成に関わる職員向け**に取り組みやすいテーマを題材として条例の設計の演習などを2日間実施します。

※1/14（火）・20（月）開催予定

○ いずれの研修においても、演習は、参加と体験を重視した**ワークショップ**の方式で行います。

~~~~~研修受講者座談会~~~~~

昨年度研修を受講された方の中から次の4名の方々（敬称略）に、お話を伺いました。

A：総務部女性副主査。（3）を受講。

B：総務部男性主事。（3）を受講。

C：某部男性主事。（1）を受講。

D：某事務局男性主事。（2）（3）を受講。

司会：それぞれ研修を受講されたきっかけは？

A：行政処分など、法令に基づく業務を担当するようになったので。

B：学生時代は、現在ある法の解釈については学びましたが、新しい法律・条例をつくるという観点ではなかったので、興味を持ちまして。

C：入庁10年目研修で1科目選択受講するときに、折角なので、予算などのこれまで経験してきた業務とは異なる分野を勉強しようかと。

D：私は、まさに条例づくりに携わる業務の担当になったので、上司から薦められて。

司会：受講してみた感想は？

A：政策法務のイメージが変わりました。これまでは、政策法務課に聞けば、答えを出してくれるものだと。本当は、**職員一人一人が考えないといけないもの**なんですね。

B：それに**発想力が必要**ですね。ワークショップで議論したときに、他のメンバーから自分では思いつかない視点やアイデアが出たりして。

司会：実は、立法の場面では、法令の知識以上に行政課題に対する現場感覚や知見を持っている方が大事だったりします。

C：取り上げられる**事例が身近なもの**だったので、入門者としては良かったです。

D：ええ。イメージがなかった「条例づくり」について**段階ごとにかみ砕いて説明**してもらって。

司会：ワークショップのテーマがイヌ・ネコ・フグって、なぜか生き物ばかりですが（笑）

A：各グループが発表した条例案が、どの関係者の視点に立つかによって、異なったので、**多様な視点を持つことが大事**だなあと感じました。

C：私は、受講後に異動した現所属で政策法務主任（※）になったので、法令の読み方のコツなど、**業務に役立たせて**もらっています。

~~~~~

最後に、**(2) 解釈・運用 (3) 立法**の各研修については、**申込受付の締切日が8月30日**です。政策法務を学びたい！体験したい！という職員の方の皆さまのご参加をお待ちしています！！

※政策法務主任…政策法務課と連携して各課を支援するために各部主管課に配置。庁内の法律相談の窓口等の業務を行う。